

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の改正（案）について

1. 背景・趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）の一部施行後の制度運用に関する実効性を担保するため、マイクロチップの取外し後の速やかな装着、マイクロチップ情報の提供等について、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に所要の改正を行うもの。

2. 改正案の概要（下線：新設）

(1) 取外し禁止の例外規定

1. マイクロチップ取外し禁止の例外措置を犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。ただし、当該事由に該当しマイクロチップを取り外した場合、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

(2) 情報の提供

1. 環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。以下同じ。）は、都道府県知事及び市区町村長に対し、犬及び猫の引取り、返還及び譲渡しに関する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

2. 環境大臣は、獣医療法に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があつた診療施設で診療の業務を行う獣医師及び診療施設を管理する者（獣医師）に対し、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等又は犬、猫等の死体が発見された場合におけるその所有者への通報に必要な範囲内において、当該犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3. 環境大臣は、都道府県知事及び指定都市の市長に対し、

- ① 基準省令*を遵守していないと認める場合に行う第一種動物取扱業者に対する勧告
- ② 基準省令の遵守義務等の施行に必要な限度で行う第一種動物取扱業者に対する報告の求め、事業所その他関係のある場所の立ち入り又は飼養施設その他の物件の検査
- ③ 動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために行う第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告

に必要な範囲内において、当該事務に係る犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

※ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

4. 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法に基づく厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に係る情報の提供を行うものとする。